

理由

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、課稅標準となる価格の決定に係る規定について所要の規定の整備を行うとともに、指定保稅地域として指定することができる対象の拡充、特恵關稅の適用除外となる国及び物品の指定、關稅割當制度の適用物品に係る關稅割當數量の改定等の措置を講ずる必要があるからである。